COP10先住民族ニュース　No.1

発行日　2010年10月19日
発行 COP10先住民族ニュース取材班

COP10の本会議が始まりました

午前 9:30：　生物多様性に関する先住民族国際フォーラム（IIFB）は 9 時前から集合して、最初の全体会合で読み上げる声明の語句の詳細を全員で討議していました。声明はボリビアのアイマラ民族のマリア=エウヘニア・チョケ=キスペ María Eugenia Choque Quispe さんが読み上げる予定でしたが、会合が予定時間を大幅に超過して進行したため、最後に発言の機会を与えられる筈だった NGO、先住民族、地域共同体、ビジネスセクターの発言（声明の読み上げなど）は議長判断ですべてカットされてしまいました。（ 次の全体会（金曜日？）でその機会が与えられるという情報もあります。
午後 3:00：記者会見では、パナマのエステバンシオさんが開会式で読み上げる予定だった声明文を発表。記者さんたちからの質問に応じて、エステバンシオさんからの補足説明に加えて、共同で記者会見にのぞんだ CBD　Alliance（海外 NGO の連合体）のクリスティーヌさんも、先住民族との対等な協議が生物多様性条約の根本精神に関わるだけでなく、生物多様性保全のためのさまざまな取り決めの実施・評価にあたっても決定的に重要であることが指摘されました。

IIFBの開会式声明日本語仮訳（一部）（全文は2ページ目）

　私たち世界の先住民族の代表団は、日本においてこの機会に参集できることを喜びとしながら、日本の先住民族であるアイヌ民族に感謝の意を表します。
　私たちは、日本が現在、公的にアイヌ民族を先住民族として認めたことを大変喜ばしく思います。
　私たちはまた、琉球・沖縄民族に関しても日本の先住民族であると認識しています。
　私たちは、世界の全ての地域から先住民族としてごあいさつを申しあげます。
　私たちの代表は、多様な生態系を代表するすべての地域からここにやってきました。
――――――――
　2007 年、国連総会は、先住民族が世界の他のすべての人民と同じ権利と自由を持つことを承認し、支持しました。
　私たちは、自己決定の権利を有しており、それは、私たちが私たちの土地、領域、水域及び天然資源へのアクセスに関して私たち自身で決定を行う権利を有することを意味します。
　私たちは、自分たちの領域の所有者であり、その領域に存在する生物多様性、生物に由来する物質と資源について全面的な責任を持っています。
　私たちは世界の他の諸人民によって自由に享受されているのと同じ権限を行使する権利、つまり、私たちの領域や資源が利用されようとしている時、自由で事前の十分な情報に基づいた合意(FPIC)の権限を有しています。
　先住民族としての私たちの地位や権利は普遍的に承認されており、今こそ生物多様性条約締約国によって尊重され、実施されなければなりません。
　これらの権利に関して妥協はありえないのです。

一言（細川弘明さんのコメント）

●開会式の時間がひどく押したのは、前半のスピーチが予定時間を大きく越えたのが原因です。オブザーバーの発言機会がこのような形で奪われることは「よくあることだよ」と先住民族代表の皆さんは肩をすくめていましたが、生物多様性条約の前文の精神にあきらかに反してますよねぇ！

●先住民族グループは、誰か特定の代表者に原稿を任せてしまうのではなく、時間ぎりぎり最後までひとつひとつの語句の政治的・歴史的な意味を深く、かつ高度のバランス感覚をもって、集団討議し、文案を練り上げていました。その様子を横で見守っていて、正直、その真摯さに圧倒されると同時に、あぁ、この民主的な権利を奪われた人たちはみずから本当に民主主義を実践しているのだなということがよく分かり、胸が熱くなりました。

インフォメーション

IIFB 主催のサイド・イベント

●「先住民族に関連する指標（INDICATORS RELEVANT FOR INDIGENOUS PEOPLES）」
日時：2010 年 10 月 20 日(水)　18:15 - 19:45
場所：Room 236 - Bldg 2 - 3rd Floor

●「農業生物多様性と食の安全保障に関する先住民族の知恵 INDIGENOUS WISDOM FOR AGROBIODIVERSITY AND FOOD SECURITY」
日時：2010 年 10 月 21 日(木)
場所：CENTURY HALL - Bldg 1 - 1st Floor

COP10 先住民族ニュース取材班
ブログ記事を整理したものです。
COP10 開催期間中の連絡先：第二ビル　234 ルーム
詳細は http://indigenousnet.blog75.fc2.com/

IIFB の開会式声明日本語仮訳
生物多様性に関する国際先住民族フォーラム（ＩＩＦＢ）
ＣＯＰ１０　開会ステートメント　2010 年 10 月 18 日
名古屋・日本にて

私たち世界の先住民族の代表団は、日本においてこの機会に参集できることを喜びとしながら、日本の先住民族であるアイヌ民族に感謝の意を表します。
私たちは、日本が現在、公的にアイヌ民族を先住民族として認めたことを大変喜ばしく思います。
私たちはまた、琉球・沖縄民族に関しても日本の先住民族であると認識しています。
私たちは、世界の全ての地域から先住民族としてごあいさつを申しあげます。
私たちは、日本政府、愛知県と名古屋市がこの重要な会議を主催されたこと、また国際社会において先住民族の権利を支持し、促進するという近年の日本の一連の貢献に対し感謝の意を表します。
私たちの代表は、多様な生態系を代表するすべての地域からここにやってきました。

――――――――

2007 年、国連総会は、先住民族が世界の他のすべての人民と同じ権利と自由を持つことを承認し、支持しました。
私たちは、自己決定の権利を有しており、それは、私たちが私たちの土地、領域、水域及び天然資源へのアクセスに関して私たち自身で決定を行う権利を有することを意味します。
私たちは、自分たちの領域の所有者であり、その領域に存在する生物多様性、生物に由来する物質と資源について全面的な責任を持っています。
私たちは世界の他の諸人民によって自由に享受されているのと同じ権限を行使する権利、つまり、私たちの領域や資源が利用されようとしている時、自由で事前の十分な情報に基づいた合意(FPIC)の権限を有しています。
先住民族としての私たちの地位や権利は普遍的に承認されており、今こそ生物多様性条約締約国によって尊重され、実施されなければなりません。
これらの権利に関して妥協はありえないのです。
国家によって先住民族が支配されていた時代は終わりを迎えました。

――――――――――

先住民族の生活は自然やその摂理と分かちがたく結びついています。
私たちには生物多様性の喪失という事態を転換し、母なる大地の自然で精神的な存在を保護することが必要とされています。
生物多様性条約プロセスにおける先住民族女性の参加は、条約交渉に重要な貢献をもたらしてきました。先祖伝来の知識を継承してきた私たちの長老は、条約の関連領域の重要な専門家です。
先住民族の若者は、私たちの土地、領域、水域および資源、そして伝統的知識の継承に対して未来の責任を有しています。したがって、この会議での決定と行動に関して、彼(女)らの全面的かつ効果的な参加を保証しなければなりません。

――――――――――

私たちは、昨日、10 月 17 日が国際貧困根絶の日であることを認識しています。
先住民族にとって、貧困は、私たちの土地、領域、そして水域の喪失によってもたらされます。
領域と資源がなければ、私たちの文化、伝統的知識、生計、発展の権利、そして精神的なアイデンティティは深刻な危機にさらされます。

――――――――

本条約締結国がわたしたちの存在意義や重要性を無視することを、わたしたちは認めることができません。
1992 年に本条約が交渉され採択された時、わたしたちの先住民族としての存在と重要性も、わたしたち自身の領域に対する責任も、十分に考慮されてはいませんでした。
過去 20 年のあいだに、多くの議論を経て、私たち先住民族に関する問題が少しは意識されるようになりました。それゆえ、わたしたちはこれまでの部分的な進歩について、条約締約国のみなさんに感謝したいと思います。
しかしながら、「第三次グローバル生物多様性展望報告書」は、2010 年に向けての目標が達成されていないという、決定的で有害な証拠を示しています。
そして、Akwe: Kon ガイドラインが守られてこなかったということは、先住民族にとって重要な目標を 2010 年までに達成できないということを意味します。
もし生物多様性と先住民族の権利の保護において積極的な成果を生みだすためには、より多くのことがなされなければなりません。
締結国会議は、先住民族の権利が条約および関連する機関において定着するように確保する責任があります。
わたしたちは、みなさんが自分自身のために設定した目標を達成できなかったことを、重ねて指摘したいと思います。
もし、わたしたちや先住民族の重要な役割とアイデンティティを無視すれば、みなさんの失敗は続くことになるでしょう。

――――――――

わたしたちは、先住民族の権利、利益、そして必要がこの会議における全ての決定を通じて考慮され、そして組み込まれることを COP10 に要請します。
わたしたちは、計画および意思決定、実施のすべてにおいて、その最初から全面的かつ効果的に参加しなければなりません。そしてこの役割は合意文書に明確に反映されなければなりません。
条約の実施におけるこの非常に重要な局面において、生物多様性条約における議論が先住民族の権利と利益に関わる際、先住民族が必ず参加することを COP10 は保証しなければなりません。
（仮訳：COP10 先住民族ニュース取材班／市民外交センター）